

Ⅲ 特別調査の説明

1 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者 1 人以上 4 人以下の事業所における賃金、労働時間等を明らかにして、毎月実施されている常用労働者 5 人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的としている。

2 調査の対象

平成 21 年経済センサス基礎調査に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在し、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）に基づく 16 大産業（鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属する常用労働者 1 ～ 4 人を雇用する事業所。

3 調査の時期

毎年 7 月 31 日現在（給与締切日の定めがある場合には調査年 7 月の最終給与締切日現在）の状況について調査を行っており、今回は平成 26 年のものにあたる。

4 主な用語の定義

（1）常用労働者

調査期日（平成 26 年 7 月 31 日）現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 期間を決めず、又は 1 ヶ月を超える期間を決めて雇われている者
- ② 同一事業所に日々又は 1 ヶ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

（2）きまって支給する現金給与額（定期給与）

7 月の 1 人平均定期給与。

労働契約や事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給する給与をいう。

（3）特別に支払われた現金給与額（特別給与）

平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日の 1 年間に支給された特別給与。

きまって支給された給与以外に現金で支払われた給与のことで、夏季又は年末の賞与、3 ヶ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与をいう。

（4）実労働時間

7 月の平均実労働時間。

労働者が実際に働いた労働時間をいう。早出時間、残業時間、手持ち時間も含むが、休憩時間は除く。

（5）出勤日数

7 月の出勤日数。本来の業務遂行のために実際に出勤した日数をいう。